

(様式1)

年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
社 長 大 同 一 生 様

所 在 地
事業者 (法人) 名
代表者 (職・氏名)

㊟

海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録申込書

私 (当社) は、海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録要領に基づき、裏面の「海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約」を承認のうえ、下記のとおり登録を申込みます。

記

【登録申込者】

(フリガナ) 事業者名 (法人名)					
(フリガナ) 住 所	〒				
(フリガナ) 代表者名		(フリガナ) 担当者			
電話番号・FAX	☎	FAX			
E-mail					
(英語表記) (フリガナ) 店舗名			業種・取扱商品	営業時間	
(フリガナ) 店舗所在地	〒				
電話番号・FAX	☎	FAX			
開店日	年 月 日	資本金	百万円	従業員数	人
振込先口座	金融機関名：京都北都信用金庫 支店				
	フリガナ 口座名義：				
	普通・当座 口座番号[]				

(地域本部記入欄)

上記事業者は当地域本部の会員であり、海の京都DMOクレジットカード店子加盟店として推薦します。
年 月 日
(地域本部名)
㊟

※ 本申込書受理後、カード会社登録用の加盟店申込書類を送付します。

海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約

私（当社）（以下「店子加盟店」という）は、海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約（以下「本特約」という）を承認のうえ、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都DMO」という）がクレジットカード会社と契約する包括代理加盟店契約（以下「包括契約」という）に基づく店子加盟店への登録を申し込みます。

1. 店子加盟店は、海の京都DMOに対して、包括契約に定める加盟店契約に関連する一切の取引（以下「委託業務」という）を行うことについての包括的な代理権（以下「包括代理権」という）を付与するものとする。
2. 店子加盟店は、包括契約に基づきクレジットカード会社が店子加盟店に対して支払う債権買取代金の代理受領権限を海の京都DMOに付与するものとし、クレジットカード会社が海の京都DMOの指定する金融機関口座に、海の京都DMOが包括代理権を有する他の店子加盟店（以下「他加盟店」という）に対する債権買取金額と一括して振り込むことを承諾するものとする。
3. 店子加盟店は、海の京都DMOが「海の京都DMO包括代理加盟店登録要領」で定める所定の手数料を海の京都DMOに支払うものとする。
4. 店子加盟店は、海の京都DMOが契約するクレジットカード会社の加盟店規約を遵守するものとする。
5. 店子加盟店が、カード会社が定める加盟店規約の各条項に違背し、または、立替払契約の取消しまたは解除等の事由に該当し、当該信用販売に係るカード会社の立替払が行われなかった場合、その責任は全て店子加盟店に存するものとする。
6. 店子加盟店がクレジットカード会社の加盟店規約に違背したことで海の京都DMOに損害を与えた場合は、店子加盟店はその損害を賠償するものとする。
7. 店子加盟店が海の京都DMO店子加盟店登録要領に定める登録要件のいずれかに該当しなくなった場合は、直ちに店子加盟店への登録が解除されるものとする。

以上